

## 第 1 章

# 計画の基本的事項

この章では、計画の背景と趣旨、計画の位置づけや期間、対象とする環境の範囲など、松阪市環境基本計画の全体に関わる基本的な事項を示しました。



(\*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

## 1. 計画の背景と趣旨

合併前の旧松阪市において、平成 14 年 6 月に「松阪市環境懇話会」が設置されました。懇話会では、近い将来合併による市域の拡大による環境問題への対応も視野に入れて議論を重ね、平成 15 年 3 月に「松阪市環境懇話会提言書」として旧松阪市に提出されました。

同提言書における「環境を守り育てていくためのきまりと仕組みをつくる～環境基本条例と環境基本計画の必要性～」と題した提言で、次のように環境基本条例そして環境基本計画の必要性を述べています。

### — 提 言 —

#### 環境を守り育てていくためのきまりと仕組みをつくる

#### ～環境基本条例と環境基本計画の必要性～

今日の環境問題を解決していくには、従来からの排出規制などの規制措置だけではなく、行政、市民・市民団体、事業者が協働して取り組むべき問題であるといえます。それぞれのパートナーシップのもと、松阪市の環境はどうあるべきなのか、どのような目的・理念のもとにそれぞれが行動していくべきなのかを示すきまりをつくり、お互いが一つの方向に向かって環境保全を推進していくことが必要です。そのためにも、「環境基本条例」を制定し、松阪市のめざすべき環境像を掲げ、それぞれが果たすべき役割を明確にしたうえで、環境保全や都市景観、ごみ減量などの個別の施策を展開していくべきであると考えます。

また、今日の環境保全に関する施策手段は、従来の規制措置に加え経済的措置、施設整備、環境教育、環境保全活動の支援など広範囲にわたっています。また、具体的な施策の実施においては、生活環境、自然環境といったこれまでの枠組みを超え、環境そのものを総合的にとらえて施策を講ずることが必要となっており、これらを円滑に推進するためには、こうした多種多様な施策に対し有機的連携を保ちながら進めていくことが求められます。

それとともに、環境ホルモンに代表されるように、今日の環境問題は将来世代にもわたる時間的な広がりを持つものとなっており、長期的な視点で対策を考える必要性が生じてきています。そして、先に述べた行政、市民・市民団体、事業者の各主体の取り組みを総合的な視点で促進することが必要となってきました。

このことにより、「新松阪市総合計画」の基本構想を基にして、環境保全施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みである「松阪市環境基本計画」の策定が必要であると考えます。また、本計画の推進にあたっては、すでに運用している環境マネジメントシステムと連携して、効率的に進めるよう求めます。

これを受け、旧松阪市において平成16年8月に「松阪市環境基本条例」が制定されました。また、平成17年1月に松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し、新「松阪市」が誕生したことに伴い、本条例は、それぞれにおける町の環境条例の趣旨を踏まえ、一部修正を加え新市の環境基本条例として制定されました。

松阪市環境基本条例は、「うるおいある豊かな環境」を保全し創造することをめざして5つの基本理念を掲げ、市はもとより市民、市民団体、事業者それぞれの役割を明らかにしています。

また、第8条では基本理念にのっとり、施策の策定等に係る基本方針を示すとともに、第9条ではうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容や、環境への配慮の指針などを定めた「環境基本計画」を策定することとしています。

以上のような環境基本条例の趣旨を踏まえて平成18年度に「松阪市環境基本計画」を策定しました。

本計画中間見直し版は、近年の環境や社会情勢の急激な変化に対応するとともに、平成22年度に策定された松阪市総合計画<sup>\*</sup>と整合性を図り、また、環境目標の現在の達成状況等を踏まえて数値目標を再検討するため、平成23年度に見直しを行ったものです。

### 松阪市環境基本条例における基本理念

- 1 市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を構築すること。
- 2 すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、人も生きものもおいしく感じる水を取り戻し、守っていくため健全な水循環の回復と維持に努めること。
- 3 多様な生物が生息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然そして生物を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- 4 先人が築きそして引き継いできた歴史文化遺産を発掘、保全及び活用し、これらの所産が、私たちの生活の中に密着したものとして活かされるとともに、歴史文化環境の大切さを引き継ぎ伝えていくこと。
- 5 地球環境保全に関して、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に松阪市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って環境にやさしい行動を実践すること。

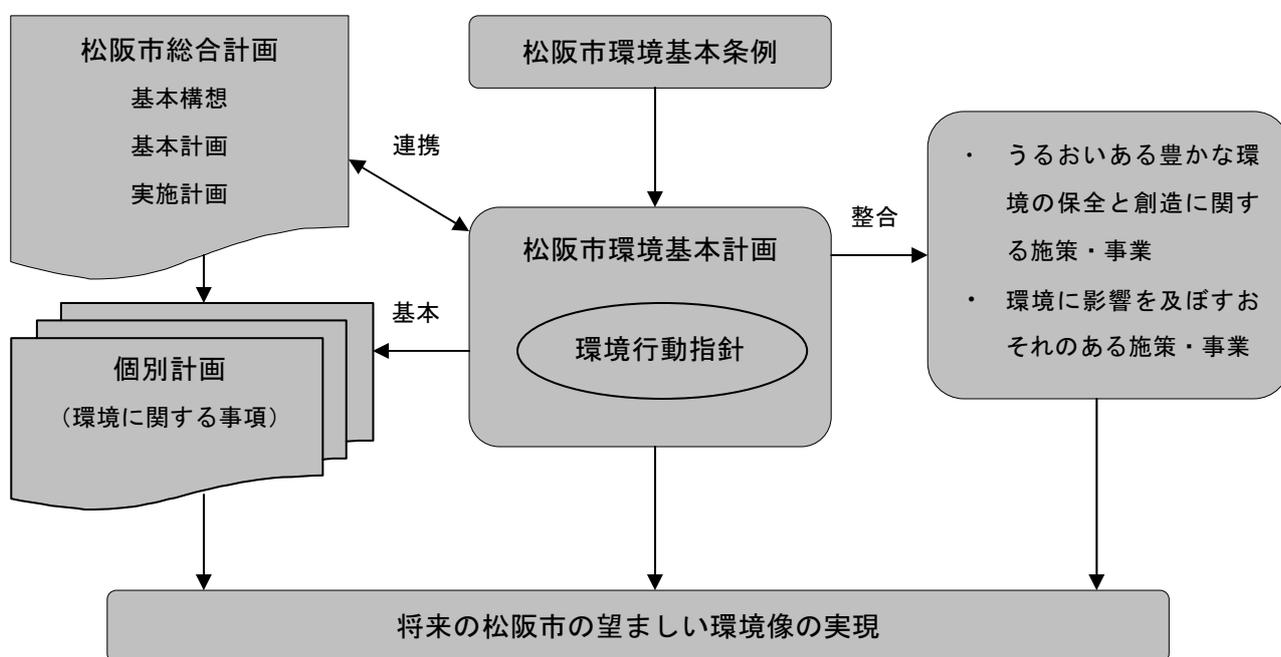
(松阪市環境基本条例 第3条より)

## 2. 計画の位置づけ

松阪市環境基本計画は、松阪市環境基本条例に基づいて策定されるものであり、松阪市総合計画\*と連携して、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現をめざすものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画と整合を図る必要があります。

また、市民、市民団体、事業者が、よりよい環境づくりに向けて取り組むべき行動の指針（環境行動指針）についてもこの計画に含めるものとします。



## 3. 計画の期間

本計画は、計画の実効性を確保するため総合計画との連携を考慮し、平成 19（2007）年度を初年度とし、平成 29（2017）年度を目標年度とします。ただし、環境分野には次世代の市民のことも考慮に入れなければならない長期的な視点を必要とする事項もあることから、21 世紀の半ばを展望できるような方向性を示すものとします。

なお、平成 23 年度に中間見直しを行いました。今後も必要に応じて、本市を取り巻く環境や社会の状況を踏まえるとともに、総合計画をはじめ他の計画との整合性にも配慮し、適宜見直しを図っていきます。

計画の期間：平成19（2007）年度～平成29（2017）年度

#### 4. 計画の対象地域

松阪市全域（623.77km<sup>2</sup>）を対象地域とし、それぞれの地域特性を踏まえた上で計画を策定します。

また、市域外におよぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水をはじめ地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国、三重県及び他の地方公共団体などと連携して取り組みます。

#### 5. 対象とする環境の範囲

「環境」という言葉は、自然環境だけでなく生活環境、快適環境、職場環境などのように社会環境も含めて、さまざまな意味合いで使われています。

本計画を実効性あるものとするためには、対象となる「環境施策の範囲」をあらかじめ整理しておく必要があります。計画の対象範囲は、大まかに以下のように区分します。

##### 自然環境

健全な水循環や生物の生息・生育環境の保全と回復を目的に、主に以下の環境要素を対象とします。

##### （環境の要素）

水循環（森林・川・海）、身近な動植物

### 生活環境

都市生活型公害及び産業公害の防止と予防を目的に、主に以下の環境要素を対象とします。

#### (環境の要素)

典型7公害(大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下)、  
都市生活型公害(近隣騒音、野焼き、飼養動物のふんなど)

### 快適環境

快適環境の創造を目的に、歴史文化遺産の発掘、保存と活用、景観に配慮したまちづくり、公園・緑地の整備、駅、道路や歩道、公共施設におけるバリアフリー\*化などに関する環境要素を対象とします。

#### (環境の要素)

歴史文化遺産、景観、公園・緑地、公共空間のバリアフリー

### 地球環境

地球環境問題における地域での取り組みを実践していくことを目的に、資源エネルギーやリサイクルなどに関する環境要素を対象とします。

#### (環境の要素)

省エネルギー・新エネルギー\*、ごみ・リサイクル、地球温暖化\*

### 環境教育・環境学習と仕組みづくり

環境に関する教育・学習を推進し、市、市民、市民団体、事業者が協働して環境にやさしい行動を実践することのできる仕組みをつくることを目的に、環境教育・環境学習と仕組みづくりに関する環境要素を対象とします。

#### (環境の要素)

環境教育及び環境学習の充実、協働のための仕組みづくり